

平成 23 年第 3 回 鳥取県西部広域 行政管理組合議会臨時会会議録

~~~~~

## 議事日程

平成 23 年 8 月 4 日 午後 2 時開議

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 議案第 7 号 鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について（議員発議）
- 第 5 議案第 8 号 専決処分について（鳥取県西部広域行政管理組合一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 議案第 9 号 専決処分について（平成 22 年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算（補正第 4 回））
- 議案第 10 号 財産の取得について
- 議案第 11 号 財産の取得について
- 第 6 報告第 1 号 議会の委任による専決処分について（損害賠償の額の決定について）
- 報告第 2 号 平成 22 年度鳥取県西部広域行政管理組合繰越明許費繰越計算書について

~~~~~

本日の会議に付した事件

議事日程第 1～第 6

~~~~~

## 出席議員（16 名）

- |     |      |     |      |     |       |
|-----|------|-----|------|-----|-------|
| 1 番 | 野坂道明 | 2 番 | 渡辺穰爾 | 3 番 | 渡辺照夫  |
| 4 番 | 笠谷悦子 | 5 番 | 石橋佳枝 | 6 番 | 伊藤ひろえ |

|     |       |     |       |     |        |
|-----|-------|-----|-------|-----|--------|
| 7番  | 遠藤 通  | 8番  | 松下 克  | 9番  | 平松 謙治  |
| 10番 | 橋井 満義 | 11番 | 野口 俊明 | 12番 | 足立 喜義  |
| 13番 | 長谷川 盟 | 14番 | 村上 正広 | 15番 | 佐々木 秀明 |
| 16番 | 日野尾 優 |     |       |     |        |

~~~~~

欠席議員（ 0名）

~~~~~

説明のため出席した者

|                     |       |       |            |       |       |
|---------------------|-------|-------|------------|-------|-------|
| 管理者                 | 米子市長  | 野坂 康夫 | 副管理者       | 日吉津村長 | 石 操   |
| 副管理者                | 大山町長  | 森田 増範 | 〃          | 南部町長  | 坂本 昭文 |
| 〃                   | 伯耆町長  | 森 安 保 | 〃          | 日南町長  | 増原 聡  |
| 〃                   | 日野町長  | 景山 享弘 | 〃          | 江府町長  | 竹内 敏朗 |
| 〃                   | 米子副市長 | 角 博明  | 教育長        |       | 北尾 慶治 |
| 事務局長                |       | 安田 秀樹 | 消防局長       |       | 桑名 強  |
| 事務局次長兼総務課長          | 足立 信二 |       | 消防局次長兼総務課長 |       | 亀尾 崇  |
| 事務局次長兼環境資源課長        | 末吉 孝博 |       | 施設課長       |       | 芥木 豊司 |
| 事務局主査兼総務課入札<br>財政係長 | 神庭 千秋 |       |            |       |       |

~~~~~

事務局の職員

書記	黒見 恭成	書記	生田 公志
----	-------	----	-------

~~~~~

## 午後 2 時 00 分 開会

○議長（渡辺照夫） これより、平成 23 年第 3 回鳥取県西部広域行政管理組合議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

~~~~~

諸 般 の 報 告

○議長（渡辺照夫） 地方自治法第 292 条において準用する同法第 121 条の規定により、本日の会議に説明のため出席を求めた者の職氏名は、お手元の報告書のとおりでありますのでご了承願います。

なお、本日の議事日程は、お手元に配布しております日程書のとおりに行いたいと思います。

議会閉会中に、日吉津村議会選出橋井議員、日南町議会選出福原議員、日野町議会選出佐々木議員、が任期満了になりました。

また、江府町議会選出越峠議員から、辞職願が提出され、受理しましたことを報告いたします。

また、再選出を含め、新しく本組合議会議員となりました議員をご紹介いたします。日吉津村議会選出橋井議員、日南町議会選出村上議員、日野町議会選出佐々木議員、江府町議会選出日野尾議員、以上のとおりです。

それでは、再度であります、橋井議員さんのほうから一言。

○議員（橋井満義） 失礼いたします。日吉津村議会の議長を仰せつかっております橋井でございます。このたび議会の改選がありまして、このたび出席させていただくことになりました。以前と変わりませず、何卒よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺照夫） 次、村上議員さん。

○議員（村上正広） はい。失礼します。日南町議会の議長を仰せつかっております村上正広と申します。至って浅学非才な若者でございますので、よろしくご指導のほど申し上げたいと思います。よろしくお願い致します。

○議長（渡辺照夫） 次、佐々木議員。

○議員（佐々木秀明） 日野町議会の佐々木秀明でございます。再任ですが、またよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺照夫） 日野尾議員。

○議員（日野尾優） 江府町議会の日野尾優です。よろしくお願い致します。

○議長（渡辺照夫） 次に、議会閉会中に、組合議会委員会条例第 8 条第 1 項により、議会運営委員及び各常任委員の選任を行いましたので、ご報告いたします。

まず、議会運営委員の選任についてでございますが、日吉津村議会選出の橋井議員、日野町議会選出の佐々木議員を指名し、選任いたしました。

次に、総務消防教育常任委員の選任についてでございますが、日吉津村議会選出の橋井議員、日野町議会選出の佐々木議員を指名し、選任いたしました。

次に、民生環境常任委員の選任についてでございますが、日南町議会選出の村上議員、江府町議会選出の日野尾議員を指名し、選任いたしましたので、ご報告いたします。

また、本日、議会開会前に開催されました議会運営委員会におきまして、副委員長長の互選が行われました結果、議会運営副委員長に佐々木議員が決定した旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

~~~~~

### 第1 議席の指定

○議長（渡辺照夫） それでは、日程第1、議席の指定を行います。

この度選出されました、新議員の議席は、組合議会会議規則第3条第1項の規定により、10番橋井議員、14番村上議員、15番佐々木議員、16番日野尾議員、以上のとおり指定いたします。

~~~~~

第2 会議録署名議員の指名

○議長（渡辺照夫） それでは、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、組合議会会議規則第47条の規定により、6番伊藤議員及び15番佐々木議員を指名いたします。

~~~~~

### 第3 会期の決定

○議長（渡辺照夫） 次に日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（渡辺照夫） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

~~~~~

第4 議案第7号

○議長（渡辺照夫） 次に、日程第4、議案第7号を議題といたします。

この議案は組合議会委員会条例の一部を改正するものでございますので、組合議会会議規則第10条第2項により、議会運営委員長名で提案されております。

よって、議会運営委員長から提案理由の説明を求めます。

遠藤議会運営委員長。

○7番（遠藤 通） 議長。

○議長（渡辺照夫） 遠藤委員長。

○7番（遠藤 通）（登壇） ただいま、議長から上程のありました議案第7号につきまして、議会運営委員会を代表し、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第7号は、鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

平成23年4月1日付で、広域ごみ処理計画課が廃止され、その事務を総務課が引き継ぐことになったため、広域ごみ処理計画課の所管に属する事項を民生環境常任委員会の所管から削除しようとするものであります。

全議員のご賛同を賜りますよう、お願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（渡辺照夫） これより、質疑に入ります。ありませんか。

別にないものと認め、質疑を終結いたします。

○議長（渡辺照夫） これより、討論に入ります。

別にないものと認め、討論を終結いたします。

○議長（渡辺照夫） これより本件を採決いたします。

本件については、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（渡辺照夫） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり、可決されました。

~~~~~

#### 第5 議案第8号から第11号及び第6 報告第1号から第2号

○議長（渡辺照夫） 次に、日程第5、議案第8号から第11号までの4件と、

日程第 6、報告第 1 号及び第 2 号の 2 件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野坂管理者。

**○管理者**（野坂康夫）（登壇） ただ今、一括上程をいただきました議案第 8 号から議案第 11 号と、報告第 1 号及び報告第 2 号について、ご説明を申し上げます。

まず、議案第 8 号は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 23 年 3 月 25 日に専決処分をいたしました鳥取県西部広域行政管理組合一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正について、ご報告申し上げ、ご承認をお願いするものでございまして、今回の改正は、本組合が一般職の職員の給与制度を例としております米子市におきまして、平成 23 年 4 月 1 日から 2 年間、一般職の職員の給与の特例減額を行うため、米子市一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正が行われたことから、本組合におきましても、これと同様の取扱いをするよう、所要の改正をいたしましたものでございます。

続きまして、議案第 9 号は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 23 年 3 月 29 日に専決処分をいたしました平成 22 年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計予算の第 4 回補正について、ご報告を申し上げ、ご承認をお願いするものでございまして、今回の補正は、2 件の繰越明許費を設定いたしましたものでございます。

2 件とも、平成 23 年 3 月 1 日に発生いたしました東北地方太平洋沖地震の影響によりまして、工事に必要な機材や部品の調達が困難となり、平成 23 年 3 月 31 日までの契約期間内の工事の完了見込がなくなったため、今回補正予算におきまして、繰越明許費の設定を行って契約期間を平成 23 年 3 月 31 日以降へ延長いたしましたものでございます。

続きまして、議案第 10 号は、消防設備の整備に伴う財産の取得について、お願いをするものでございまして、消防体制の強化充実を図るため、第 5 次消防力等整備 5 ヶ年計画に基づき、老朽化した米子消防署南部出張所及び伯耆出張所の消防ポンプ自動車 2 台を更新しようとするもので、去る 5 月 31 日に行った競争入札におきまして、落札した業者と物品購入契約を締結しようとするものでございます。

続きまして、議案第 11 号につきましても、消防設備の整備に伴う財産の取得について、お願いをするものでございまして、これも、消防体制の強化充実を図るため第 5 次消防力等整備 5 ヶ年計画に基づき、老朽化した米子消防署皆生出張所のはしご付消防ポンプ自動車を災害対応特殊 15メートル級屈折はしご付消防ポンプ自動車へ更新しようとするもので、去る 7 月 4 日に行った競争入札におきまして、落札した業者と物品購入契約を締結しようとするものでございます。

続きまして、報告第1号は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成23年6月13日に専決処分をいたしました警防業務中の事故に対します損害賠償の額の決定について、ご報告を申し上げるものでございます。

事故の概要につきましては、平成23年5月13日米子市消防団のポンプ操法指導のため、弓浜出張所職員が、消防ポンプ自動車で、弓浜青果物集出荷予冷センター内に進入しようとしたところ、同センター入口のオーバースライダーに消防ポンプ自動車上部に積載していたはしごが接触し、オーバースライダーの一部を破損させたものでございます。

その結果、相手方との示談に基づき、過失割合を、組合側を100といたしまして、相手方に対します損害賠償の額を16万8千円としたものでございます。

続きまして、報告第2号は、翌年度へ繰越した繰越明許費に係る歳出予算の経費と、その財源につきまして地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書を調製し、ご報告を申し上げるものでございます。

翌年度へ繰越しいたしました繰越明許費に係る歳出予算の経費は、第2款総務費、第1項総務管理費、庁内LAN事務所拠点追加工事が53万8千円で、第4款衛生費、第2項清掃費、リサイクルプラザ各機器補修工事その1が、329万3千円でございます。それぞれ同額の一般財源とともに、翌年度へ繰越いたしております。

以上、各議案及び報告につきまして、ご説明を申し上げましたが、よろしくご審議をいただき、ご賛同を賜りますよう、お願いを申し上げます。

**○議長**（渡辺照夫） 野坂市長。提案理由のなかで、震災3月1日と仰っております。訂正をお願いします。

**○管理者**（野坂康夫） 今、3月1日と申し上げたようですが、11日の間違いでございますので、よろしく訂正をお願いいたします。

**○議長**（渡辺照夫） これより、質疑に入ります。質疑はございませんか。

別がないものと認め、質疑を終結いたします。

**○議長**（渡辺照夫） ただいま議題となっております議案第8号から第11号の4件につきましては、お手元に配付しております付託区分表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

委員会審査のため暫時休憩をいたします。

午後2時14分 休憩

午後2時39分 再開

**○議長**（渡辺照夫） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、ご報告いたします。

先ほどの休憩中に開催された総務消防教育常任委員会において、委員長の互選が行われました結果、委員長に橋井議員が決定した旨の届出がありましたのでご報告いたします。

これより、4件の議案について、各委員会の審査報告を求めます。

はじめに、総務消防教育常任委員会の審査報告を求めます。

橋井委員長。

○10番（橋井満義） はい、議長。

○議長（渡辺照夫） 橋井委員長。

○10番（橋井満義）（登壇） 総務消防教育常任委員長の報告ということで、総務消防教育常任委員長の橋井でございます。

ただいまより、総務消防教育常任委員会の審査報告をいたします。

当委員会に付託されました議案第8号から11号までの議案4件につきまして、先ほど委員会を開催し、審査をいたしました結果をご報告申し上げます。

まず、議案第8号専決処分について、鳥取県西部広域行政管理組合一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第9号専決処分について平成22年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算補正第4回のうち、当該委員会の所管部分については、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第10号財産の取得については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

最後に、議案第11号財産の取得については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で審査報告を終わります。

○議長（渡辺照夫） 次に、民生環境常任委員会の審査報告を求めます。

野坂委員長。

○1番（野坂道明） 議長。

○議長（渡辺照夫） 野坂委員長。

○1番（野坂道明）（登壇） 民生環境常任委員会の審査報告をいたします。

当委員会に付託されました議案1件について、先ほど委員会を開き審査をいたしました結果、議案第9号専決処分について平成22年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算補正第4回のうち、当該委員会の所管部分については、全会一致で原案のとおり、承認すべきものと決しました。

以上で審査報告を終わります。

○議長（渡辺照夫） 以上で、委員長の報告は、終わりました。

それでは、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。ありませんか。

別にないものと認め、質疑を終結いたします。

○議長（渡辺照夫） これより討論に入ります。討論はございませんか。

別にないものと認め、討論を終結いたします。

○議長（渡辺照夫） これより、4件の議案を順次採決いたします。

はじめに、議案第8号専決処分について、鳥取県西部広域行政管理組合一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案承認であります。原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（渡辺照夫） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり承認されました。

○議長（渡辺照夫） 次に、議案第9号、専決処分について平成22年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、いずれも原案承認であります。

原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（渡辺照夫） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり、承認されました。

○議長（渡辺照夫） 次に、議案第10号、財産の取得についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（渡辺照夫） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡辺照夫） 次に、議案第11号、財産の取得についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○議長（渡辺照夫） ご異議なしと認めます。  
よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

閉 会

○議長（渡辺照夫） 以上で本臨時会に付議された事件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成23年第3回鳥取県西部広域行政管理組合議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労様でございました。

(午後2時44分 閉会)

地方自治法第292条において準用する同法第123条第2項の規定により署名する。

鳥取県西部広域行政管理組合議会議長

同 議員

同 議員

平成23年8月4日

平成23年第3回鳥取県西部広域
行政管理組合議会臨時会会議録

鳥取県西部広域行政管理組合議会